## 刈払機取扱作業者安全衛生教育講座のカリキュラムについて

当協会の刈払機取扱作業者安全衛生教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に準じ、厚生労働省平成 12 年基発第 66 号に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

## 刈払機取扱作業者安全衛生教育講座

## 学科教育

	科目	時間
1	刈払機に関する知識	1.0 時間
2	刈払機を使用する作業に関する知識	1.0 時間
3	刈払機の点検及び整備に関する知識	0.5 時間
4	振動障害及びその予防に関する知識	2.0 時間
5	関係法令	0.5 時間

合計 5.0 時間

## 実技教育※

	科目	時間
1	刈払機の作業等	1.0 時間

※事業者にて実施

令和4年4月4日 一般社団法人建設業教育協会 代表者 石原 鉄郎

